

平塚市長 落合 克宏



公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり提案書の提出を要請します。

1 業務の概要

- | | |
|-------------|-------------------------------------|
| (1) 業務の名称 | 平塚市家計改善支援事業業務委託 |
| (2) 業務の内容 | 生活困窮者自立支援法及び生活保護法における家計改善支援事業に関する業務 |
| (3) 業務の履行期間 | 委託契約の締結日から令和9年3月31日まで |

2 参加資格

次に掲げる資格を満たしている事業者であること。

- (1) 平塚市競争入札参加資格者名簿に登録が認められている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に掲げる者でないこと。
- (3) 公募日から受託候補者として特定されるまでの間に、平塚市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要領に基づく停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平塚市暴力団排除条例（平成23年平塚市条例第9号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること。
- (6) 2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（以下「更生手続又は再生手続」という。）の開始決定を受けた後、再度「(1)」に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (7) 前6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していない者であること。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度「(1)」に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (8) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- (9) 国税、地方税のいずれも滞納している者でないこと。
- (10) 生活困窮者自立支援法施行規則第9条に定める者であること。同法施行規則第9条第7項に定める本市が適当と認めるものは、原則として法人格を有する者とする。法人格を有しない共同体を構成する場合は、共同体を構成する各団体それぞれが法人格を有し、構成員間における協定書等において、事故が起きた場合等の責任の所在が明確になっていることを要件とする。

3 提案書の提出者を選定するための基準

「平塚市家計改善支援事業業務委託プロポーザル実施要領」のとおりに。

4 提案書を特定するための基準

「平塚市家計改善支援事業業務委託プロポーザル実施要領」のとおり。

5 手続等

- (1) 事業実施主管課名 福祉部 福祉総務課
- (2) プロポーザル実施要領等の公開
期間：令和8年7月24日（金）から令和8年8月17日（月）まで
方法：本市ホームページに掲載
- (3) 参加表明書の提出期間並びに提出場所及び方法
提出期間：令和8年7月24日（金）から令和8年8月17日（月）17時まで
提出場所：〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号
平塚市庁舎本館1階128番窓口
福祉部福祉総務課保健福祉総合相談担当
提出方法：持参又は郵送
- (4) 提案書の提出期間並びに提出場所及び方法
提出期間：令和8年9月7日（月）から令和8年9月25日（金）17時まで
提出場所：〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号
平塚市庁舎本館1階128番窓口
福祉部福祉総務課保健福祉総合相談担当
提出方法：持参又は郵送

6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は、平塚市契約規則の定めるところによる。ただし、国債、地方債、その他担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合、履行保証保険契約の締結を行った場合若しくは過去10年間に本市、国若しくは他の地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上契約し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- (3) 契約書作成の要否 ☒ 要 ・ 不要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 ・ 有 ☒ 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 5（手続等）(1) と同じ
- (6) 提案書に関するプレゼンテーションの有無 ☒ 有 ・ 無
- (7) この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することがある。
- (8) 詳細は実施要領等による。
- (9) 虚偽の記載をしたものは、一般競争入札参加停止及び指名停止等の措置を行うことがある。
- (10) 平塚市における令和7・8年度競争入札参加資格者名簿に登録されていない者等の取扱いは次のとおり。

参加表明書の提出は可能だが、提案書の提出者として選定された場合であっても、提案書の提出時において、当該資格の登録が認められている又は認定を受けている状態でなければならない。

なお、平塚市における令和7・8年度競争入札参加資格者名簿に登録をしようとする者は、令和8年8月1日23時59分までにかがわ電子入札共同システム内の資格申請システムで登録申請をし、令和8年8月4日必着で必要書類を神奈川県及び認定希望団体へ送付しなければならない。